

結婚新生活を 応援します



黒潮町結婚新生活応援事業

1世帯あたり
上限 **30**万円

夫婦ともに29歳以下の
場合は上限 **60**万円

受付：令和9年3月5日
予算に到達次第終了

対象経費

- ①新居となる住宅を購入した場合の費用
- ②新居となる住宅を賃貸した場合の費用
- ③住宅の機能維持または向上のための修繕、増改築等の費用
- ④新居に引っ越すために要した経費



詳しくはこちら



対象者要件

- ・婚姻日が令和8年1月1日～令和9年2月28日の間
- ・夫婦ともに婚姻日の年齢が39歳以下であること
- ・夫婦の双方、または一方が過去に当該補助金の交付を受けたことが無いこと
- ・前年度の夫婦の所得合計が500万円未満であること

【要件詳細は裏面】